



## 選挙管理委員会からのお知らせ

# 「特例郵便等投票」について

令和3年6月23日以後に公示・告示される選挙から「特例郵便等投票」ができるようになりました。

### ◆特例郵便等投票とは？

新型コロナウイルス感染症により自宅や宿泊施設などで療養している方が、投票所へ行かずに郵便などにより投票できる制度です。

### ◆対象者は？

次のすべての要件に該当する方が対象です。

- ① 感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方、または検疫法の規定により隔離・停留の措置を受け宿泊施設などに滞在中の方
- ② 外出自粛要請などの期間が、選挙期間にかかると見込まれる方

※濃厚接触者の方は対象となりません。投票所や期日前投票所で投票ができません。

### ◆投票の手続きは？

手続きの流れは次のとおりです。

#### 【自宅で療養している方】

図1のとおり

【宿泊施設などに滞在している方】

図2のとおり

なお詳しくは町公式ウェブサイトをご覧いただくか、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

町公式ウェブサイト

<https://www.w.town.ono>

[fukushima.jp/](https://www.w.town.ono/fukushima.jp/)

QRコード



選挙管理委員会事務局  
(総務課内)

72-2111

図1. 自宅で療養している方の場合

図2. 宿泊施設などに滞在している方の場合

